

平成 2 2 年 第 2 回

# 紀美野町議会臨時会会議録

開会 平成 2 2 年 5 月 2 7 日  
閉会 平成 2 2 年 5 月 2 7 日

紀美野町議会

紀美野町第2回臨時会会議録

平成22年5月27日(木曜日)

---

議事日程(第1号)

平成22年5月27日(木)午前9時30分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議案第47号 専決処分の承認を求めることについて  
(紀美野町税条例の一部を改正する条例について)
- 第 4 議案第48号 専決処分の承認を求めることについて  
(紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)
- 第 5 議案第49号 専決処分の承認を求めることについて  
(和歌山県市町村総合事務組合理約の一部を改正する規約について)
- 第 6 議案第50号 物品購入契約の締結について  
(小中学校校務・教育用パソコン整備事業)
- 第 7 選 第 3号 紀の海広域施設組合議会議員選挙について
- 

会議に付した事件

日程第1から第7まで

---

議員定数 16名

---

出席議員

議席番号	氏 名
1番	田代哲郎君
2番	小椋孝一君
3番	北道勝彦君
4番	新谷榮治君
5番	向井中洋二君

6番 上北 よしえ 君  
7番 西口 優 君  
8番 伊都 堅仁 君  
9番 仲尾 元雄 君  
10番 前村 勲 君  
11番 加納 国孝 君  
12番 松尾 紘紀 君  
13番 杉野 米三 君  
14番 鷲谷 禎三 君  
15番 美濃 良和 君  
16番 美野 勝男 君

---

欠席議員

10番 前村 勲 君 (11時から早退)

---

説明のため出席したもの

職名	氏名
町長	寺本 光嘉 君
副町長	小川 裕康 君
教育長	橋戸 常年 君
総務課長	井上 章 君
住民課長	牛居 秀行 君
税務課長	温井 勝 君
総務学事課長	溝上 孝和 君
(教育次長)	
代表監査委員	向江 信夫 君

---

欠席したもの

なし

---

出席事務局職員

事務局 長 大 東 淳 悟 君  
書 記 中 谷 典 代 君

開 議

議長（美野勝男君） 　　ただいまの出席議員は16名であります。

したがって、規定の定足数に達していますので、ただいまから、平成22年第2回紀美野町議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

---

議長（美野勝男君） 　　本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（美野勝男君） 　　日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、4番、新谷榮治君、5番、向井中洋二君を指名します。

日程第2 会期の決定について

議長（美野勝男君） 　　日程第2、会期の決定について議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（美野勝男君） 　　異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日限りに決定しました。

日程第3 議案第47号 専決処分の承認を求めることについて（紀美野町税条例の一部を改正する条例について）及び日程第4 議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

議長（美野勝男君） 　　日程第3、議案第47号 紀美野町税条例の一部を改正する条例の専決処分について承認を求める件及び日程第4、議案第48号 紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について承認を求める件を一括議題とします。

説明をお願いします。

税務課長、温井君。

（税務課長 温井 勝君 登壇）

税務課長（温井 勝君） それでは、専決処分の説明をさせていただきます。

議案第47号 専決処分の承認を求めることについて

紀美野町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年、法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求めます。

平成22年5月27日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由は、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分書

紀美野町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）を第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成22年3月31日 紀美野町長 寺本光嘉

3ページをお開きください。

紀美野町税条例の一部を改正する条例

平成22年3月31日

条例第 13 号

紀美野町税条例（平成18年条例第51号）の一部を次のように改正する。

主な項目について説明させていただきます。

まず、第19条についてですが、納期限後に納付し、または納入する税金、または納入金に係る延滞金については、地方税法第321条の8、法人の市町村民税の申告納付の方法の条項の改正による改正でございます。

第31条について、均等割額の税額、これも地方税法第312条法人税均等割の税率の条文の読みかえによる整備でございます。

第36条の3の2、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書並びに第36条の3の3、個人の町民税に係る公的年金等受給者扶養親族の申告書、これについては、現在、扶養親族を調べるのには住民税と所得税の申告と一体で収集しておりました。今回の法律では、個人の住民税について扶養控除の見直しが行われましたので、年少扶養親族、いわゆる15歳以下の扶養親族控除については廃止。それから、特定扶養親族、年齢16歳以上から19歳未満の扶養控除の上乗せ部分を廃止するように改正されました。それに伴い今の現行税率では住民税の扶養控除に適用するのに必要な情報は、所得

税と一体で収集しておりました。

しかし、この所得税の年少控除の廃止によって、所得税法上では、年少の扶養親族の情報を収集することができなくなりました。そこで住民税の関係では、課税世帯の限度額というのが盛り込まれておりますために、年少者の扶養控除が廃止になったとしても扶養の申告の必要性が出てきます。それに伴う現行どおりの収集方法を維持していくというのが今回の改正でございます。今までどおり、従来どおりの給与支払者については事業所から扶養の人数を記入して市町村に報告してもらおう。確定申告については、その扶養の項目を設けて申告の中へ記入してもらおうという形で報告をしていただく変更になっております。それが第36条の3の2及び第36条の3の3の変更でございます。

次に5ページの第44条第2項、給与所得の個人の町民税の特別徴収の欄がございます。この変更は平成20年度の税制改正において公的年金から特別徴収制度というのが設けられまして、平成21年10月から年金特徴の、特別徴収というのが実施されておりました。しかし、今回の改正では65歳以上の年金所得者が給与所得を設けている場合は、合算して給与所得から所得税額を徴収しますという改正に変わりました。これは平成20年以前の方式に変わったものです。それに加えて65歳以下の年金所得者並びに給与所得者についても、原則として給与から特別徴収をされる方向に今回、改正されております。しかし、給与所得の分について普通徴収してほしい報告の方は申告時に申告をしていただくと給与所得については普通徴収で徴収することができるとうたわれております。この制度は、本年4月から実施されております。それが第44条の改正でございます。

それから、中ほどの第45条の改正ですけれども、給与所得に係る特別徴収義務者の指定等というのは、さきの第44条の改正による条項の改正でございます。

次の第48条、法人町民税の申告納付については、法第371条の8、先ほどの法人の市町村民税の申告納付の条項改正によって条文が変更されております。

第50条の2についても第48条改正等を踏まえて条項の改正によるものでございます。

次の第95条、たばこ税率の件ですけれども、市町村たばこ税の税率を平成22年10月1日から、1,000本当たり「3,298円」が「4,618円」に改められております。

附則の第15条について、読みかえ規定の欄がありますが、これを削除し、第15条

の2 特別土地保有税の課税の特例というのが、第15条の2に記入されておりますが、これを第15条、特別土地保有税の課税の特例に改正、条例の改正でございます。

次に、6ページですけれども、附則の第16条の2、たばこ税の税率の特例といたしまして、この項中「1,564円」を「2,190円」に改める条例改定でございます。この特例のたばこというのはわかば、エコーとかしんせいなどの旧三級品たばこ税の改正でございます。

次は、第19条の3の非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例についてですけれども、この改正は金融所得税の一体化の取り組みの中で、個人の株式市場への参加を促進する観点から、平成24年から実施される上場株式等に係る税率の20%、本則税率化に合わせて平成24年から平成26年までの間に金融商品取引業者等の営業所の長を経由して税務署長に届けられた口座、非課税口座といたします。このうち上場株式等の配当所得及び譲渡所得について非課税口座を開設した日から10年限り非課税とする措置が講じられております。これが、今回の改正でございます。

次に、附則第20条の2及び第20条の4、第20条の5については、条文の整備による改正でございます。

次に、この条例は平成22年4月1日から施行されます。ただし、次の各号に掲げる規定は、定める日から施行されます。附則第20条の4及び第20条の5第1項の規定については、平成22年6月1日から施行されます。

(2)の第19条の各号以外の、列記以外の分、第2号及び第3号、第31条の第3項、第48条第1項から第4項まで、第50条第2項及び第3項並びに第95条の改正規定並びに附則第16条の2の改正規定並びに次条第8項、及び附則第4条の規定、これはたばこ税に関する改正でございます。それは平成22年10月1日から施行されず。

第36条の3の次に2条を加える改正規定は、平成23年1月1日から施行されます。

附則第19条の3の改正規定については、平成25年1月1日から。

次に、第54条の第6項の改正については、地方自治法の一部の法律は、まだ今、審議中ですので、法律番号は入っていませんが、施行の日から施行されます。

次に町民税の経過措置の第2条ですけれども、別段の定めがあるものを除き、改正後の紀美野町税条例(以下「新条例」)の規定中、個人の町民税に関する部分は平成22年度以降の年度分の個人の町民税に適用し、平成21年度個人の町民税については、な

お従前の例によって行います。

新条例の第36条の3の2及び第36条の3の3については、平成23年1月1日以後に提出される申告書より適用していきます。改正は平成24年度分から施行されるものです。

固定資産については、経過措置は、平成21年度分については従前の例によって、平成22年からは本条例の改正の適用をすることです。

町たばこ税に関する経過措置ですけれども、このうち製造たばこ1,000本について1,320円。

新条例附則第16条の2第1項に規定する紙巻たばこ1,000本につき620円の金額については、10月1日現在をもとにしますので、10月1日以前に購入されて、10月1日以降に販売される場合は、1,000本につき、この金額を上乗せするという。手持ち品課税を行うための項目でございます。

以上が、簡単ですけれども、町条例の一部改正の専決処分の報告でございます。説明不足の点もございまして、何とぞご了承いただきたいと、このように思います。

続いて、議案第48号 専決処分の承認を求めることについて

紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求めます。

平成22年5月27日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由は、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

専決処分書

紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成22年3月31日 紀美野町長 寺本光嘉

これも先ほどの条例と同じ、今回の法律改正による改正でございます。

紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

平成22年3月31日

条例第 14 号

紀美野町国民健康保険税条例（平成18年条例第108号）の一部を次のように改正する。

第2条の課税限度額を、国民健康保険税は47万円から50万円、後期高齢支援金課税限度額を12万円から13万円にする条例改正でございます。

第23条は、国民健康保険税の減額ですけれども、第2条の課税額の改正による限度額の改正でございます。

それから、第23条の次に1条を加え、第23条の2特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の税の特例ですけれども、これは国民健康保険の被保険者が倒産や解雇の理由により離職した雇用保険の受給者の資格である場合において所得割額の策定基礎となる総所得金額等を減額する措置でございます。国民健康保険税というのは、前年の所得により算定されております。これを特別な理由、会社の倒産並びに突然の解雇による理由が生じた場合は前年の総所得に100分の30を掛けた金額で、国民健康保険税を課税するという特例でございます。

次の第24条の、次に1条を加える。第24条の2、特例対象被保険者等に係る申告というのは、さきに述べた会社倒産並びに失業により離職した方が、第24条の申告をするのに必要なのは雇用保険受給資格書というのが必要になってきます。これは各地域のハローワーク等において受け付けしてもらい、それによって証明書が発行されるそうです。それを受付窓口へ提出し、申告書と一緒にあわせていただくというのが第24条の2でございます。

それから、附則第3項、第8項、第14項、第15項については法改正による条文の整理による変更でございます。

以上が、専決処分の理由でございます。説明不足の点もございませぬけれども、審議いただきまして承認いただきますよう、よろしく申し上げます。

( 税務課長 温井 勝君 降壇 )

議長(美野勝男君)                      これから質疑を行います。

1番、田代哲郎君。

( 1番 田代哲郎君 登壇 )

1番(田代哲郎君)                      ちょっと私もこれ理解がどうなのか、自信がないので、見当外れな質疑になるかもしれませんが、お伺いします。

まず、町税条例の36条に関する3の2からずっとある一連の、36条に関する改正は、いわゆる子ども手当が給付されることにより所得税の、いわゆる扶養控除が一定の制限があって廃止されるので、今までは住民税の扶養控除についても所得税と一括して

情報収集を行っていたけれども、今度はそれができなくなるので、新たに申告してもらわなければならないと。いわゆる住民税での扶養控除を残すための一つの措置だというふうに理解したんですけれども、それでよろしいのかどうか。

それから、44条の改正で、特別徴収と、一たん特別徴収されて給与所得と年金所得と両方の所得を得ている人の、いわゆる課税額を、今まで給与所得の分については普通徴収で行っていたんですけれども、いわゆるその分も年金からの特別徴収で行うことができるよと。それが嫌な人や、困る人は申請してくださいという、そういう意味のことなのかどうか、その辺の確認だけお伺いします。

それから、あとたばこ税の増額で最終的に、どの程度のたばこ税、町税の中に占めるたばこ税の割合というのはいれているんですけれども、どの程度増額を見込まれているか、増収というんですか、その辺のことについて、とりあえず町税条例については、それぐらいのことしか、ちょっと理解できなかったので、その質問だけお願いします。

それから、国民健康保険税の改定、保険税条例の一部改正する条例で、一つは所得割、資産割、均等割、平等割と、本町の基礎課税は4方式をとっているのですが、50万円を超える加入者、加入世帯という。それから、なおかつ後期高齢者支援金等課税額が13万円を超えるような世帯というの、どの程度見込まれているのか、その辺のことがあれば、お伺いします。

それから、第23条の改定で国民健康保険税の減額ということになってはいますが、当町には従来から国民健康保険税の減免に関する要綱というのがありまして、それとの運用の整合性というのか、その使い分けというのはどういうふうになるのか、その辺のことについて。とりあえずは、その点だけお伺いします。

(1番 田代哲郎君 降壇)

議長(美野勝男君) 税務課長、温井君。

(税務課長 温井 勝君 登壇)

税務課長(温井 勝君) 先ほどの田代議員の質疑にお答えしたいと思います。

町条例の一部を改正する36条の3及び36条の3の3町民税の扶養親族の申告の件ですけれども、田代議員のおっしゃる子ども手当の支給による措置でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

それから、44条の件ですけれども、20年までは給与所得の方が公的年金を受給されていた場合は、20年の法改正では公的年金については特別徴収、それ以外の所得に

については普通徴収という方法に改正されました。今回の改正は、その改正を給与所得者が年金をもらっている場合は、その年金の所得割額及び均等割額を給与所得の均等割額、所得割額と合算して給与から引かれる改正に。きのう説明させていただいたのが、ちょっと僕が説明不足でございました。給与から差し引かれるという改正でございます。ただ、年金は特別徴収で徴収されますが、給与所得の均等割並びに所得割については、本人の申告により、その部分は普通徴収で徴収されることができるとなっております。

それから、たばこ税の関係ですけれども、実数的に、まだ、私も勉強不足で、どれぐらいの状況で上げられるかということですから、把握をできておりません。申しわけないと思っておりますけれども、そういう状況でございますので、ご理解いただきたいと思えます。

それから、国民健康保険税の一部を改正する条例の件ですけれども、当町では全額措置という制度もございますし、条例では減免並びに延納という制度で、今までは行っているところです。それは会社の倒産、並びに失業された方についても同じ扱いで行われてきたところでございますが、今回の改正は、会社の倒産並びに会社の都合で失業された方については今回の制度で行っていくという改正でございます。今回については、すべて申請による把握をしてからの減額ですけれども、以前からある減免申請とは異なってくると思えます。

以上です。

( 税務課長 温井 勝君 降壇 )

議長 ( 美野勝男君 )                    1 番、田代哲郎君。

1 番 ( 田代哲郎君 )                    5 0 万円を超える、いわゆる限度額を超える世帯の大体、見込みというのは、どの程度という質疑したのですけれども、それもわかっておれば答弁願います。

それから、これも素人質疑なんですけれども、いわゆる応能負担で所得割、所得が低いのに資産が大きいということで、実際に所得はないのですが、資産がかなりあるので、いわゆる資産割が膨れ上がって、基礎限度額が上がってしまうようなケース、そういうケースで限度額を超えるような、把握は難しいと思うんですけれども、そういうケースというのはないのかどうか、この点が一番心配するところなんですけれども、その点についてどうなのか。

それから、23条の1項から3項までの、いわゆる減額で、地方税法、今まで地方税

法第314条の2第2項に規定する金額というのでなっていたのですが、これは医療費に要した費用についての減額なんでしょうか、ここ33万円ということで、一括でしましたということは、具体的にはどうなるのか、減免が、この辺のことがわかっていたら結構ですので、答弁、願います。

以上です。

議長（美野勝男君） 税務課長、温井君。

税務課長（温井 勝君） 先ほどの50万円のことは失礼しました。何遍も申しわけないんですけども、把握がまだできておりません。ご了承いただきたいと思えます。

保険税の件ですけれども、314条の2の2項というのは、所得の控除の中における医療費の控除の欄でございます。これは今まで生計を同じくする方で医療費を払った額によって、前年の総所得金額に100分の5を掛けた額を基礎の中からか10万円かという制度だったと思えます。ただ、その100分の5に相当する金額の所得割の納税者は、それを超える金額というものを33万円にしたということでございます。

資産が多くて所得というのは、今の現在ではないように思われます。

以上です。

議長（美野勝男君） 1番、田代哲郎君。

1番（田代哲郎君） 今までのことはわかりましたが、第24条の2項ですけれども、特例対象被保険者等に係る申告で、資格証であるとか、証明証であるとかを添付しなければならないということで、提示が求められることになるんですけども、そういう状況があっても、なかなかよくわかってないと申告しにくいということが起る可能性がないかどうかということ。

それから、今回、地方税法の改正でそうなったんですけども、それに準じて本町は、常に準じて条例改正をしてきたんですけども、国の法律が改正されても、いわゆる自治体の条例を改正しなかった自治体があるのかどうか、県下でどうなのかわかまませんけれども、そういう事例がないのかどうか、把握している範囲でいいです。それから、今回の改正で国民健康保険税の収入の取得課税に占める増収がどの程度になると見込まれるのか、その辺のことを、わかっている範囲で結構ですので、お伺いします。

議長（美野勝男君） 税務課長、温井君。

税務課長（温井 勝君） 再度、お答えします。

国民健康保険税の24条の2の申告ですけれども、これは会社の離職になるわけですが、離職されたときには職業安定所の方へ行って手続を行ってください。その場合は雇用保険の受給資格証というのが発行されます。それを市町村の窓口へ行っていただいて、その証明書と申告書が受付の窓口にありますので、それに記入して提出していただくということです。その職業安定所の受け付けのときには、失業の理由というのが記入されておりますので、今回の資格者、特定受給資格者と特定理由離職者という二手になるかと思えます。特定受給資格者というのは倒産とか解雇によって、事業主の都合で離職したが特定受給資格となります。それから、特定理由離職者というのは、雇用期間が満了になって離職した方、この方も対象となります。でも職業安定所において証明書を取っていただいたら、その理由は記入されておりますので確かめていただいて、申請をしていただくということになると思えます。

それから、それによって国民健康保険の増収については、現在の時点で申しわけないと思えますけれども把握できておりません。

国が改正されても、町で改正されていないところがあるのかという質疑ですけれども、今の現在の時点ではないと思われまます。

以上です。

議長（美野勝男君）                   ほかに質疑ありませんか。

15番、美濃良和君。

（15番 美濃良和君 登壇）

15番（美濃良和君）                   税条例の一部改正についてですね、まず、初めにお聞きしておきたいのは、この専決をしなければならなかったということについて、もう一度確認をしておきたいと思えます。どういうことではなければならなかったのか。3月31日だから、仕方がなかったというふうに説明がございましたが、それについて、もう一度確認しておきたいと思えます。

それから、ここで田代議員もちょっと触れられましたが、たばこ税ですね、これの引き上げ、三種と、その他ということで違うんですが、それぞれ大きいんですよ。何せ数字の大きな変更でございまして、これによっていくら町の予算においてふえてくるのか。それについてざっと、きっちりはいきませんけれども、決算額から算定して、1,000本当たり、これで見ると1,000円と、何を、嗜好の関係があるので何がふえるのかわかりませんが、それでどうなってくるのか。それから、私ども共産

党もたばこ税の引き上げには基本的には反対ではないです。WHOですね、世界保険機構の枠組み条約ですか、こういう中でたばこの被害というのが非常に問題視されて、各国の政府が、これに賛成をしてきているわけなんですね。しかも子供に対する、特に未成年者、高校生、その前後の青年が、肺の発達をしなければならぬときにたばこを吸うということは、非常に影響があると、そういうふうなことからですね、おかしいのですが、たばこのお金を上げれば吸う人口が減ると、そういうふうなことが世界的に、そういうデータが出ているようであります。ありますので、そのところでは反対はないのですが、それでは、今、申しましたように増収した、これ引き上げによって町の税にどれだけ増収があって、それがどのように使っていくのかと、これについて健康被害等ですね、あることから、これをどういうふうに改善していくのかと、そういうふうな方向に使われていかなければならぬと思うんですが、その辺の考えをお聞きしておきたいと思います。

それから、6ページにあるところの第19条の3ですね、ここで非課税の上場株式等の管理契約ですか、お聞きしてきましたら、現在、株式の譲渡にかかる税金が2年間、2年間と言いながら引き延ばして20%を10%にしていますね。それが25年から元に戻るから、今度は100万円の非課税の枠が銀行の方でつくってもらえると、3年間、計300万円の、要するに税金の、非常にかからない便利なものができるということで、これから見るならば、そういうふうに、そのところの持っている方にとって非常に便利になると。今、国においては税金が上がらないということについて、その問題となっているのが配当に対する税金が引き下がってきているということについて問題になっていると思います。その点で、このところが紀美野町においては、どんなふうに影響があるのか、そのところをお聞きしたいと思います。

それから、もう1点ですけれども、国保税の、先ほど田代議員も質疑しておりましたが、13ページの、この23条の次の1を加えるの前の、その法第314条の2第2項に規定する金額を33万円に改めると、こういうことで、今、説明がここの控除ですね、10万円以上か、あるいは所得の5%でしたが、それをどちらかとするということになっていると思うんです。その所得掛ける5%を33万円ということに規定した場合ですね、要するに10万円に満たないけれども所得が少ないから、この控除を受けられた方が受けられなくなってくるという心配があるんですけれども、その辺はどうであるのか、聞きたいと思います。

以上です。

( 15 番 美濃良和君 降壇 )

議長 ( 美野勝男君 ) 税務課長、温井君。

( 税務課長 温井 勝君 登壇 )

税務課長 ( 温井 勝君 ) それでは、美濃議員の質疑にお答えしたいと思います。

まず、初めに専決処分はしなければならないのかという質問やったと思います。これは税の関係については、毎年、年度末が交付の日で、4月1日から施行されるという趣旨がございますので、一部については若干、後で施行されるというものですけれども、実質が4月1日から施行されるために専決処分をせざるを得ないということで専決処分させていただきました。

それから、たばこ税に関してですけれども、今回、大幅な値上げとなってきます。それによる増収益はどのようなものかということですが、今の時点では状況を踏まえておりませんので、今後、早急に調べていきたいと思っておりますので、ご了解いただきたいのをお願いします。

それから、19条の3件でございますけれども、これは今、上場株式等の税率は10%になっていると思っております。けれども24年度から上場株式等が本則課税20%に戻ります。住民税5%、所得税が15%の本則課税に戻るための施策として少額の上場株式等の配当、譲渡所得について非課税口座を設けて毎年100万円の3年間、上限300万円までを非課税にするという制度でございます。保有期間は10年間です。途中売買は自由ですけれども、もし途中で売買された場合は、再び利用することができません。口座の開設ですけれども、年間1人1口座を3年間、金融機関は別々になろうと思っておりますけれども、するという制度でございます。それで町への影響はどのようなものかということですが、申告をいただかない限り、今の段階ではちょっとわからない点がございます。

国民健康保険税の314条の2の件だと思いますけれども、314条の2項というのは、扶養所得控除の中の医療費控除の額ということで、議員がおっしゃられたとおり以前では10万円か、総所得金額の100分の5の計算の、どちらか少ない方という方法で行われてきたところですが、その100分の5に見合う、超える金額についてを33万円に改めたということでございます。

以上ですけれども、了解をいただきたいと思っております。

すみません。失礼いたしました。所得税の関係、住民税の関係で33万円の控除を受ける、年少の控除の人がどのくらいあるかということですが、これも申しわけないですけれども、今の段階で把握しておりません。勉強不足ですみません。失礼します。

( 税務課長 温井 勝君 降壇 )

議長 ( 美野勝男君 ) 15番、美濃良和君。

15番 ( 美濃良和君 ) 答弁漏れなんですけれども、たばこ税で歳入が幾ら、どうであって、それを要するに、その辺ちょっとわからんということなんです、何にしても、その歳入増に当然なると思うんです。そうなってくると、それをどう使うのかと、どういうふうな方法に使っていく考えであるのか。要するに歳入だけよかったよだけではなくては、やはり基本的に喫煙者の方がそれを払っていく以上は、そのこと等についてですね、考えていかなければならないと思うんですけれども、その辺の答弁が漏れています。

それから、すみません。私の考え方が間違っているのかもわかりませんが、国税のところで314条の2の第2項の、この33万円にするということについて、質問をしたのは、普通医療費控除10万円といますよね、ところが10万円もないと。だけど所得の少ない人は10万円の医療費の領収書がなくても、その所得の5%ということから、もう少し10万円が、医療費の領収書が少ない人でも医療費控除が受けられるというふうに聞いておるんですけれども、この条例の改正によって、それが影響されないのかということについて質疑したんですけれども、お聞かせ願いたいと思います。

議長 ( 美野勝男君 ) 町長、寺本君。

町長 ( 寺本光嘉君 ) 美濃議員の質疑にお答えをいたします。

たばこ税に伴います環境問題との関係はどうかと、そしてまた、増収となる部分について、町としては、どう使っていくのかと、こうした御質問であったと思います。これにつきましては、やはり町としては、一般財源として入ってまいりますので、やはり少子高齢化が進む中で町の活性化のために、これを生かしていきたいと、そのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

議長 ( 美野勝男君 ) 税務課長、温井君。

税務課長 ( 温井 勝君 ) 314条の2の2項の医療費の保険の関係ですけれど

も、10万円未満の方だったら今までどおりの所得によって計算されて、減額されるのは変更ないようにしています。

議長（美野勝男君） 15番、美濃良和君。

15番（美濃良和君） それでは、再質問を行いたいと思います。

たばこ税ですから、できるだけ健康被害というんですか、その辺のところの解消のために使ってもらいたいと思います。それは要望にしておきますが、あと19条の3の非課税口座の問題なんですけれども、3年間で300万円の非課税の、そういう口座を持つことができる。今20%が10%になっている。それも2年間ということであったんですけれども、それがまた、延長されてきているんですね。これによって大きなところでいうならば、国でいうならば、7人の大きな株主さんが200億円の税金を免れているそうなんですけれども、うちの小さな町ですから、その中でどういうふうに影響があるのか、どれだけの方が、なっているのかわかりませんが、いうならば、まだ、これから、10%が20%に、税率が戻された後に、それから100万円ずつ3年間非課税の口座ができると、こうなるとまいますと、町としては税収が入ってこない。一般町民からいっても、これは不公平感が残ると思うんですね。そういう点について、これはうちが独自につくったんじゃないで、こうせいということで持ってこられた条例の案ですから、決して町長が悪いとは言いませんけれども、そういうふうな中身の条例改正案ではないですか。お聞きしておきたいと思います。

それから、国保税ですけれども、今、10万円以下でも、領収書が10万円以下の納税者でも、この医療費控除を現行どおり受けられるというふうに答弁があったように思うんですけれども、そうすると、この法第314条の2の2の所得の掛ける5%、これが33万円に置きかえられたから、それは大丈夫なんですか。所得に対して幾らというのじゃなくて、一律33万円というふうになってくると、そういう医療費控除が受けられない、現行どおりにいかないということになるではないかというふうに危惧するんですけれども、今の課長の答弁、ちょっとその辺で気になるんですけれども、もう一度、その辺について答弁願いたいと思います。

議長（美野勝男君） 税務課長、温井君。

税務課長（温井 勝君） 19条の3の件ですけれども、一応24年から本則課税に戻るという観点から、24年から3年間について100万円ずつの口座を設けるといことは、個人の株式市場へ少しでも参加してもらおう観点から設けられるものである

と思います。

それから、国保税の医療費控除の件ですけれども、100分の5に相当する金額のやつが33万円となりますが、それ以前に金額10万円を超える場合は10万円という改正は残るように思われてくると、これからのあれになろうと思いますけれども、今までどおりのやり方でやっていけるのではないかなと、そのように思っております。ということになっていきますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（美野勝男君） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午前10時38分）

再 開

議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

（午前10時50分）

議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

税務課長、温井君。

税務課長（温井 勝君） 失礼しました。先ほどの件ですけれども、10万円というのは残ります。これは国民健康保険でも減額の8割軽減の所得合算額が33万円になるということです。

以上です。

議長（美野勝男君） ほかに質疑ありませんか。

7番、西口 優君。

（7番 西口 優君 登壇）

7番（西口 優君） ちょっと1点だけ聞かせてね。

町条例の触れている分の1ページめくったところ、個人の町民税に係る給与所得の扶養親族申請書と、この文中に当該給与支払者を經由して町長に提出しなければならないという、この文の解釈からしたら、ちょっとわかりにくかったけれども、これ事業主が出すんかいな、それとも給与所得者が提出しなければならないと、文になっているし、その辺の解釈がちょっとわかりにくかったので、もう少しわかりやすい説明を願いたいと思います。

（7番 西口 優君 降壇）

議長（美野勝男君） 税務課長、温井君。

（税務課長 温井 勝君 登壇）

税務課長（温井 勝君） はい、それでは西口議員の質疑にお答えしたいと思います。これは給与所得者は毎年年度末、1月1日現在の扶養の親族の報告書を出していると思います。それは事業主に出してもらっていると思います。その報告をもとに策定した書類を市町村を経由し、または、税務署に提出された場合は税務署の確定申告が提出してもらうという申請書でございます。

以上です。

（税務課長 温井 勝君 降壇）

議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第47号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

15番、美濃良和君。

（15番 美濃良和君 登壇）

15番（美濃良和君） 税条例に関して、国の法律改正等によって上がってくると思います。ただ、それが正しいのか、正しくないのかという点で、私も議員としても判断せねばならないと思います。私は、この19条の3ですね、これは附則でしたが、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例ということではありますが、現在、株式に関するところの税金は10%、もともと20%であるのが、半分の10%になっています。これは非常に株に対する減税がされていると。今、アメリカでは、この大変な景気の中で、あちらでは税率を上げたんですね、30数%に、そういうふうな中で本来、税の原則である、あるべきところから税を取るという、そういうふうな方向に向かっているところでもあります。ところが、この日本ではそうではない、会社のもうけにしても配当とか、そういうものは先に取っておいて、残りを賃金等にやっていくと、本来、経費をまず取って、残ったものを株主等に配当していくということが原則であると思います。しかし、日本ではそうではなくて、低い20%をさらに10%にしている。それが、この24年で切れれば、今度は3年間にわたって非課税ですね、減税じゃなくて非課税の口座100万円を3年間にわたって、計300万円まで持てると、それも1

0年間、それが持てるということですから、これはそこに対する、その方々に対する土持ちというふうにとらざるを得ないと思います。

中には一生懸命、わずかな金を株の方で頑張っておられる方もおと思いますが、しかし、一般庶民の感情としても、これは認められにくいというふうに思います。そういうことから、この19条の3の非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例、ここの部分について反対いたします。

以上です。

(15番 美濃良和君 降壇)

議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(美野勝男君) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第47号 専決処分につき承認を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長(美野勝男君) 起立多数です。

したがって、議案第47号 専決処分につき承認を求める件は承認されました。

これから、議案第48号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

1番、田代哲郎君。

(1番 田代哲郎君 登壇)

1番(田代哲郎君) 今回の条例改正は、国の法律が改正されたことに伴って条例を改正するもので、町が独自に行う改正ではありません。しかしながら、基礎課税の限度額が3万円、それから、後期高齢者支援分の限度額が1万円引き上げられるということになって、対象世帯の把握はできていないということですが、そんなに多くはないというふうに思いますが、それにしても引き上げであることにかわりありません。19

84年、30年近く前には国民健康保険財政に対する国の負担というのは50%だったんですが、2007年、3年前では20%まで引き下げられているために、どこの自治体でも国保財政が非常に厳しい事情が続いていることは理解しています。しかしながら、国民健康保険というのは加入世帯に低所得者が多いことが特徴であって、平均所得も下がる一方で、いわゆる収入に占める保険料の負担割合というのは被用者保険、例えば共済保険であるとか、それから、協会保険であるとかという、そういう被用者保険の倍以上の負担になっているところもあります。そうした状況等を考え、ほかにもいろいろありますけれども、負担限度額の増額ということが盛り込まれているということで、そういう改正には賛成することはできず、運営協議会でも退席で意思表示をしたとおり、本会議でも改正案の承認には反対します。

以上です。

(1番 田代哲郎君 降壇)

議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(美野勝男君) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第48号 専決処分につき承認を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長(美野勝男君) 起立多数です。

したがって、議案第48号 専決処分につき承認を求める件は承認されました。

日程第5 議案第49号 専決処分の承認を求めることについて(和歌山県市町村総合事務組合理約の一部を改正する規約について)

議長(美野勝男君) 日程第5、議案第49号 和歌山県市町村総合事務組合理約の一部を改正する規約の専決処分について、承認を求める件を議題とします。

説明を願います。

総務課長、井上君。

( 総務課長 井上 章君 登壇 )

総務課長 ( 井上 章君 ) 議案書の 15 ページをお願いします。

議案第 49 号 専決処分の承認を求めることについて

和歌山県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約について、地方自治法第 179 条第 1 号の規定により別紙のとおり専決処分する。

平成 22 年 5 月 27 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由は地方自治法第 179 条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

次のページ、専決処分書

和歌山県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

平成 22 年 4 月 1 日 紀美野町長 寺本光嘉

1 枚めくっていただきまして、17 ページをお願いいたします。

和歌山県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約

平成 22 年 4 月 1 日

規約第 2 号

和歌山県市町村総合事務組合同規約の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 2 第 3 条第 1 項第 2 号の項中「和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合」の次に「、紀の海広域施設組合」を加える。

附則 この規約は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この規約の改正につきましては、紀の海広域施設組合が和歌山県市町村総合事務組合に加入することに伴う改正でございます。ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長 ( 美野勝男君 ) なお、ここで前村議員から 11 時より欠席という届が出ていますので、報告させていただきます。

これから質疑を行います。

( 「なし」の声あり )

議長 ( 美野勝男君 ) これで質疑を終わります。

これから議案第 49 号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第49号 専決処分につき承認を求める件を採決します。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号 専決処分につき承認を求める件は、承認することに決定しました。

日程第6 議案第50号 物品購入契約について(小中学校校務・教育用パソコン整備事業)

議長(美野勝男君) 日程第6、議案第50号 物品購入契約の締結について議題とします。

説明を願います。

総務学事課長、溝上君。

(総務学事課長 溝上孝和君 登壇)

総務学事課長(溝上孝和君) 最後のページをお願いします。18ページです。

議案第50号 物品購入契約の締結について

次のとおり物品購入契約の締結をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

平成22年5月27日提出 紀美野町長 寺本光嘉

契約の目的 小中学校校務・教育用パソコン整備事業

契約方法 指名競争入札

契約金額 804万7,200円

契約の相手方 和歌山市美園町4丁目36

富士電機ITソリューション株式会社和歌山営業所

所長 島津 年久

これは先生、生徒用パソコン89台を購入しまして、各学校に設置、設定するもので

ございます。

指名競争は16社のうち町内8社でございます。

以上、説明といたします。

(総務学事課長 溝上孝和君 降壇)

議長(美野勝男君) これから質疑を行います。

7番、西口 優君。

(7番 西口 優君 登壇)

7番(西口 優君) 指名競争入札、一般競争入札と指名競争入札という、こういう中で指名競争入札にしたメリットというの、何らかあったと思うんですけども、そういうふうなメリットは、どのように考えて指名競争入札にしたのかという。

それと16社の名称というのが、実際にわかっていないので、名称、当然のことながらメリットと同じことやけど、それぞれ根拠があろうかと思えます。だから、この会社を指名するに当たって、どんな根拠で、どういうメリットを考えた中で、この業者を指名しましたよという、そういうふうな部分があろうかと思うんですけども、そういう部分をもう少しわかりやすく。

それと最低制限価格というのは、これ設けていたのかどうかという部分を聞かせていただきたいと思えます。

(7番 西口 優君 降壇)

議長(美野勝男君) 総務学事課長、溝上君。

(総務学事課長 溝上孝和君 登壇)

総務学事課長(溝上孝和君) まず、指名競争入札のメリットに関しましては、一般競争の場合には期間が相当要ります。それと指名競争の場合は安心度ですね、業者の入札の指名を願ったものの中での選定でありますので、そのメリットの安心感があります。その2点が最大ではないかと思っております。

それから、16社の名称なんですが、述べます。

日本電気株式会社和歌山支店。ニューライフ中尾。株式会社和歌山海南地方産業情報センター。中谷電気工業所。木下電器商会ハッピーDENKIキノシタ。ますだ電器。和光事務機。有限会社かわかみ。富士電気ITソリューション株式会社和歌山営業所。有限会社パナルック西山。株式会社富士通エフサス和歌山支店。平岡商店。NECネットエスアイ株式会社和歌山営業所。リコー関西株式会社和歌山営業所。株式会社富士通

ビジネスシステム和歌山支店。野上電化。以上、16社です。

最低制限というのは、物品の場合は設けられませんので、以上です。

業者の選定の場合は、これは情報処理業者を指名しました。

(総務学事課長 溝上孝和君 降壇)

議長(美野勝男君) 7番、西口 優君。

7番(西口 優君) 指名競争入札でなければ、今の話からしたら、一般競争入札にすれば期間がかかるというような話、ということは、こういうふうな、これは突然降ってわいたような話かなと、そういうふうに、もしね、ある程度、前もってパソコンの必要性を考えていて、購入予定というのは、前もって決まっているのであれば十分な期間があっただろうと、そういうふうに思うんですけども、これ突然、降ってわいたような話だったんですかね。その点を尋ねたいと思います。

それとですね、落札、さっきちょっと僕、言うのを忘れたけれども、当然、予定価格があっただろうと思うんですけども、それに対する落札のパーセントはどぐらいにおさまったのか、その点も尋ねたいと思います。

議長(美野勝男君) 総務学事課長、溝上君。

総務学事課長(溝上孝和君) その期間というのは、何カ月間、かかるわけですね。例えば、極端な言い方をすれば一般競争の場合には外国の方が入札に、応札来ていても対応しなくてはなりません。それをチェックする期間というのは相当、何年もかかる可能性もありますね。だから、相当な入札の業者の下調べが大変な期間が要ります。また、公表、告示しなくてはなりませんので、その間の対応というのは、対応できませんから指名競争入札をするわけです。

パーセントですが、78%です。

議長(美野勝男君) 7番、西口 優君。

7番(西口 優君) ちょっと参考までに聞かせておいてもらいたいと思います。今後のね。一般競争入札にすると何年もかかるとかというような話、ちょっと、ちらっと言うてくれたんやけど、実際には何月何日に、こういうふうなことをしますというだけのことの告示をするだけの話、そら告示期間どのぐらいかかるのか、僕も詳しいことわかりませんけれども、だけど、それに対して、それやったら一般競争入札というのは成り立たない話でしょう。現実には、その一般競争入札というのが成り立っている限りは、そういうふうなことをもっと勉強すればいいんじゃないかと、現実問題として、今

の答弁の話からしたらすべての、向こうから申し込みがあった場合、すべて全部の審査をせないかん。それに対して何年もかかる。そんなばかなことあることない。そら、そういうふうなことやったらやね、一般競争入札というのは存在しないというような話になる。だから、今後の参考のために本当にそういうことがあるのかどうかと、現実には一般競争入札というのは存在するわけやしな。だから、そんなん考えたときに、これはその人らはどんな一般競争入札をしているのかと、つつい思ってしまうわけですよ。だから、そら現実に世の中に一般競争入札というのは存在するという自身がね、何らかあるはずやしな、だから、そんなん考えたときに、もうちょっと、この役場の答弁のやり方からしたらやね、ちょっと不自然さを感じた中で、再度、今後のために聞かせておいていただきたいと思います。

議長（美野勝男君） 総務学事課長、溝上君。

総務学事課長（溝上孝和君） 説明が少し不足だったかもわかりません。一般競争入札の場合というのは、これの応札する場合の願いが来た場合、その業者の信頼度を調査しなくてはなりません、資金がどのくらいか。あるいは、それぞれ従業員がどんなものか、今までどういう経歴をやってきているか等々をすれば、町内、あるいは県内の場合だったらできる期間というのは非常に短いです。だけど、外国の場合であれば、それができない。それを規制にはできません。一般競争入札の場合。何年もかかるとは極端な話ですけれども、相当な期間が必要です。だから、金額が何千億円とか、国家の中のプロジェクトでいう場合の一般競争入札はよくやっていますが、金額が低額の場合であれば、それだけの時間をかけてしなくてはならないというメリットがないです。以上であります。

議長（美野勝男君） ほかに質疑ありませんか。

15番、美濃良和君。

（15番 美濃良和君 登壇）

15番（美濃良和君） 先ほど16社を指名したということでしたがけれども、それで実際に、この町内業者ですね、辞退が続いて1社しか応札しなかったというふうなことであったようであります。入札にもいろいろなケースがありましてと思いますが、できる限り町内業者で国からのお金は町内に落とすというのが、我々も願っているところでございますけれども、その点ですね、町内で、この応札が少ないことになってしまったことについてお聞きしておきたいと思います。

( 15 番 美濃良和君 降壇 )

議長 ( 美野勝男君 ) 総務学事課長、溝上君。

( 総務学事課長 溝上孝和君 登壇 )

総務学事課長 ( 溝上孝和君 ) 辞退は確かにあります。数社が辞退をされております。町内業者も、その中にほとんど含まれております。その理由というのが、理由書が提出されておるんですけども、金額に合わないというのが一つの理由で辞退されております。

以上です。

( 総務学事課長 溝上孝和君 降壇 )

議長 ( 美野勝男君 ) 15 番、美濃良和君。

15 番 ( 美濃良和君 ) 非常に難しい問題なので、とりあえず、その予定価格には問題はなかったのかどうか、その辺だけもう一度お聞きしておきたいと思います。

議長 ( 美野勝男君 ) 総務学事課長、溝上君。

総務学事課長 ( 溝上孝和君 ) 予定価格に関しましては、各指名された業者の中で対応してくれておりますので、問題はなかったと思います。また、落札も、先ほど言いました 78% になっておりますので、さらに各業者が勉強してくれたと思っております。

以上です。

議長 ( 美野勝男君 ) 15 番、美濃良和君。

15 番 ( 美濃良和君 ) 予定価格というのは、要するに町内業者が応じられないような予定価格でなかったのか、要するにそれはできる限り少ない金額で最大の効果を上げるというのが、我々議会も考えていかなければならないものなのですけども、その辺が、下げればいいというものではないと思うんですよね。極端に切ってしまった場合に、要するに応じられなかった何社ですか、数社が指名にあったのに 1 社を残して、みな辞退してしまったという、それぐらい厳しい予定価格であったのではないかと、これは切れ過ぎではなかったのかという、そこの心配をしているんですけども、それは十分であったのかどうか、もう一度確認したいと思います。

議長 ( 美野勝男君 ) 総務学事課長、溝上君。

総務学事課長 ( 溝上孝和君 ) それは設計金額、いわゆる概算予算額ですね、予算額に対して予定価格は 97% ですので、それは対応できていると思っております。

以上です。

議長（美野勝男君） ほかに質疑ありませんか。

3番、北道勝彦君。

（3番 北道勝彦君 登壇）

3番（北道勝彦君） いろいろ言われていますけれども、入札した資料があるんやったら、出してもろたら一番ようわかるねんけどね。

（3番 北道勝彦君 降壇）

議長（美野勝男君） 総務学事課長、溝上君。

（総務学事課長 溝上孝和君 登壇）

総務学事課長（溝上孝和君） 資料は、その議案書に出されたとおりでございます。

以上です。

（総務学事課長 溝上孝和君 降壇）

議長（美野勝男君） 3番、北道勝彦君。

3番（北道勝彦君） 指名とかいろいろ、だれが幾ら入れた、どうやということ

を。  
全部、資料を出してもろたらやな、もう何も答弁してくれたってわからんもん、わしら。

今すぐ出せるでしょ、出せやんのか。入札の書類。

議長（美野勝男君） 総務学事課長、溝上君。

総務学事課長（溝上孝和君） 資料につきましては議案の中には添付するようにはなっておりませんので、それは御了解いただければと思っています。なお、もし内容的には課の方に御足労くだされば明示させていただきます。

以上です。

議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第50号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号 原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。

休 憩

（午前11時22分）

再 開

議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

（午後 0時07分）

日程第7 選第3号 紀の海広域施設組合議会議員の選挙について

議長（美野勝男君） 日程第7、選第3号 紀の海広域施設組合議会議員の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場を閉める）

ただいまの出席議員は15人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に12番、松尾紘紀君、11番、加納国孝君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

（投票用紙の配付）

議長（美野勝男君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（美野勝男君） 「配付漏れなし」と認めます。  
投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

議長（美野勝男君） 「異常なし」と認めます。  
ただいまから投票を行います。  
1番議員から順番に投票願います。  
投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（美野勝男君） 「投票漏れなし」と認めます。  
投票を終わります。  
開票を行います。  
松尾紘紀君、加納邦孝君。開票の立ち会いを願います。

（開 票）

議長（美野勝男君） 選挙の結果を報告します。  
投票総数 15票  
有効投票 15票  
無効投票 0票です。

有効投票のうち

西口君、3票

加納君、3票

松尾君、3票

田代君、2票

伊都君、2票

杉野君、2票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は0.94票です。

したがって西口君、加納君、松尾君が当選されました。

田代君、伊都君、杉野君の得票数は同数です。

この場合、地方自治法第118条第1項の規定により、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっています。

田代君、伊都君、杉野君、議場におられますので、くじを引いてください。

くじは2回引きます。

1回目は、くじを引く順序を決めるためのものです。

2回目は、この順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものです。

くじは、くじ引きで行います。

上北よしえ君、仲尾元雄君、くじの立ち会いをお願いします。

まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。

田代君、伊都君、杉野君、くじを引いてください。

(くじを引く)

議長(美野勝男君) くじを引く順序が決定しましたので報告します。

まず、初めに杉野君、田代君、次に伊都君、以上のとおりです。

ただいまの順序により、当選人を決定するくじを行います。

杉野君、田代君、伊都君、くじを引いてください。

(くじを引く)

議長(美野勝男君) くじの結果を報告します。

くじの結果、杉野君が当選人と決定しました。

議場の出入口を開きます。

(議場を開く)

ただいま当選された西口君、加納君、松尾君、杉野君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

休憩いたします。

休 憩

(午後 0時02分)

再 開

議長(美野勝男君) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

(午後 0時07分)

議長(美野勝男君) これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成22年第2回紀美野町議会臨時会を閉会します。

(午後 0時08分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成22年5月27日

議 長 美 野 勝 男

議 員 新 谷 榮 治

議 員 向 井 中 洋 二